

手形（約束手形）

- 商品代金を後日支払う（受取る）方法には、掛取引の他、（ ）という証券を用いる場合がある。
- 掛取引も手形取引のどちらも「後日支払わなければならない義務」もしくは「後日受取ることができる権利」が存在するが、掛取引は決済まで（ ）ヶ月程度で、手形取引は決済まで（ ）ヶ月程度と手形の方が支払い（受取り）までの期間が長い。
- また、「小切手」は銀行に持参すればいつでも換金できる証券だが、「手形」は（ ）が来るまで基本的に換金できない特徴がある。
- 手形の種類には、3級の学習範囲である（ ）と1級の学習範囲である（ ）がある。
- 手形の処理に使用する勘定科目は、資産の科目の（ ）と負債の科目の（ ）である。
- 《商品売買の手形取引の流れ》



○用語○

- 振出人…支払人として手形を振出した人
- 名宛人…受取人として名前を指定された人
- 満期日…支払期日として手形に記載されている日

仕訳問題

- 下記の取引について、仕訳を行いなさい。

- A社はB社より商品1,000円を仕入れ、代金は約束手形を振出して支払った。
- 約束手形1,000円の満期日となり、A社の当座預金口座からB社の当座預金口座へ代金の支払いが行われた。

<A社側>

- () ()
- () ()

<B社側>

- () ()
- () ()